非営利組織のための

第三者組織評価ガイド

~ベーシック評価~

目次

組織評価とは	1
JCNE による非営利組織の第三者組織評価	2
自己評価で、組織診断をしてみよう!	4
JCNE による非営利組織の第三者組織評価で得られるメリット	5
第三者組織評価(ベーシック評価)の 11 ステップ	8
非営利組織の第三者組織評価(ベーシック評価)要項	9



Copyright © 一般財団法人非営利組織評価センター All rights reserved.



―組織評価とは―

『評価』というと、何をイメージしますか? 例えば、初めて買い物に入ったお店で、「よいお店だったな、また行ってみよう」と判断したりすることも評価です。この場合、判断した基準は何でしょうか。お店の雰囲気、店員の態度、品ぞろえでしょうか。

わたしたちは生活しているなかで、周りのモノやコトに対し、自分の『価値基準』を使って評価をしています。例えば NPO 等の非営利組織の場合、どのような活動をしているのか、活動の内容や社会への貢献度などが、その組織の価値を判断する時の重要な要素となっています。さらに、実際に活動を支援したい、特に金銭的に支援したい場合、支援側が重要と考えるのは、その組織が『きちんとした』運営をしているのか、寄付金や助成金などのお金を任せられる団体なのかということも大事な要素となってきます。

NPO は市民の自発的な活動として、社会課題の解決に取り組む組織として活躍してきました。多くの NPO が少ない人員や資金で工夫をしながら運営していますが、その組織体制はまだまだしっかり確立された ものとは言えないのが現状です。こういった状況の中で、支援側も NPO の基盤強化に積極的に取り組む事例 も増えています。一方で、安心して資金提供やサポートができる団体であるか判断する指標として、持続的 な組織運営を行っているかどうかに注目する機会もますます増えています。

その持続的な組織運営の状況をみる評価が組織評価と言われるものです。組織運営は、意思決定が機関決定されているかといったガバナンス、情報公開が適切になされているかといったディスクロージャー、法令に基づいた運営をしているかといったコンプライアンスの3つがうまく機能しているかで判断することができます。NPO は組織評価を通じて、現状を把握し、組織基盤構築(キャパシティ・ビルディング)に必要なことは何なのか認識することができます。一方で、少ない人員や資金で運営している NPO にとって、団体内部だけで改善活動をしていくのは大変なことです。そこで、第三者機関が客観的に組織評価をすることで、改善につなげ、最終的には NPO 全体の信頼性を向上させる仕組みとして、組織評価に取り組んでいま

海外と日本

海外では第三者による非営利組織の組織評価が通常行われており、結果は社会へ向け公開され、人々の支援や協力の際の選択ツールになっています。日本でもソーシャルセクターの支援について大きな変化が生じる中で、制度的に評価を求める状況となってきました。具体的には休眠預金活用法の成立や、資金の流れを地域の末端に流すコミュニティ財団の設立などです。

また、評価に取り組む動きも急速に高まっています。大きな流れとして社会の課題を非営利組織が社会的な資金を使ってどのように解決するのかを見える化する取り組みとして内閣府が主導になり社会的インパクト評価の実験が始まりました。さらに、評価の中で注目されている継続的な組織運営の状況をみる組織評価の重要性が増しています。このことから、いくつかの助成プログラムで採択団体の信頼性を高めるためのツールとして組織評価が紹介されています。また、その他にも、近い将来この組織評価を活用することが検討されるなど、組織評価における理解と認識が高まりつつあります。

-JCNE による非営利組織の第三者組織評価-

非営利組織評価センター(以下、JCNE)の第三者組織評価は、JCNE が主宰した有識者による評価制度開発検討委員会で策定した 23 項目に基づくベーシック評価として実施されます。このベーシック評価は、NPO の組織運営についての 5 分野を体系的に評価するものであり、評価結果によって運営状況が具体的に可視化されます。JCNE の評価を受けるための準備として、NPO には自己評価に取り組んでいただきます。自己評価でご準備いただいた書面に基づき、第三者組織評価を実施します。

2018 年度はさらに、ベーシック評価の上位基準であるアドバンス評価を策定しました。アドバンス評価をクリアした NPO には今後認証マーク等の発行を予定しています。

【評価対象法人】NPO 法人(認定・特例認定を含む)

一般社団法人・一般財団法人(非営利型のみ)

公益社団法人・公益財団法人

社会福祉法人

ベーシック

ンツク

アドバンス 評価



自己評価

評価

	自己評価	ベーシック評価	アドバンス評価	認証
基	5 分野 23 項目(P.3 参照	照)	4 分野 27 項目(評	
準			価・認証実施要領	
			参照)	
目	基礎的な組織状態の	基礎的な組織状態	組織マネジメント力	認証書及び認証マー
的	達成程度を団体自身	の達成程度を <u>第三</u>	と業務遂行能力を多	クの発行をもって証
	<u>で</u> 確認する	者として判定する	面・総合的に判定す	明する
			3	
手	自ら準備した書類を	申込時に提出され	書類、訪問評価	アドバンス評価
法	もとに団体内で評価	た書類を評価者が		クリア後付与
		評価		
評	なし	評価・認証実施要	評価・認証実施要領	評価・認証実施要領
価		領参照	参照	参照
料				

非営利組織の第三者組織評価 ベーシック評価 (23 項目)

注)「法令」に対して独自基準とは、法令の定めはないものの、JCNE が本評価のために独自の基準として設けている項目になります。

大項目	通番	評価項目(内容)	法令	独自 基準
 組織の目的と事業 の実施 (5項目)	1 2 3	組織の目的と事業を文書化している 非営利型法人である 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している	>>	•
	4 5	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている		< <
	6 7	法令および定款に則って代表者および役員(理事3人以上、監事1人以上)を選任または解任している 定款に基づく役員会(理事会、運営委員会等)を年に2回 以上開催している		<i>v</i>
Ⅱ ガバナンス	8 9	社員総会 (評議員会) を年に1回以上開催している 役員会および社員総会 (評議員会) の議事録を定款および 法令に基づいて作成している	V	•
(6項目)	10	1事業年度において、役員会(理事会、運営委員会等)または社員総会(評議員会)で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている ①事業計画・予算計画および事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程		V
	11	監事は監査を行っている	~	
III コンプライアンス (3項目)	12 13 14	税金を滞納していない 直近の登記事項を登記している 個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示して いる	<i>> ></i>	•
	15	組織の所在地や問い合わせ先をウェブサイト上で公開している。		~
IV 情報公開 (3項目)	16	ている 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な 状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告 書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイトで公開してい		~
	17	る 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している		·
	18	会計に関する専門知識をもった担当者および専門知識を		~
V	19	もったアドバイザーがいる 現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック 体制がある		~
事務局運営 (6項目)	20	法定保存文書の保存をしている	~	
	21 22 23	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている 職員の就業状況を把握し、管理している 労働保険に加入している	ソソソ	



―自己評価で、組織診断をしてみよう!―

JCNE の自己評価は組織運営の課題を洗い出し、基盤強化に役立つツールとなっています。組織運営の課題解決は社会課題解決の加速に繋がります。団体の組織運営のチェックをしてどこが弱いか、整備しなければならないところは何か、まず5つの項目で診断してみましょう。

あなたの団体の組織運営について、「満たしている」ものにチェックをしてください。

組織運営分野	
組織の目的と事業の実施	各事業の定期的な振り返りや見直しをしている
ガバナンス	役員会および社員総会(評議員会)の議事録を定款および法令
	に基づいて作成している
コンプライアンス	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している
情報公開	事業計画はウェブサイトで公開している
事務局運営	法定保存文書の保存をしている

診断結果

☑ が 4 つ ・・・ おしい!チェックがつかなかった組織運営分野について、特に注意しながら自己評価を実施して診断してみましょう。

☑が3つ以下 ・・・・ もう少し!組織運営について、手が回らない状態 かもしれません。どの分野が弱いのか自己評価を実施して診断してみましょ

JCNE による非営利組織の第三者組織評価で得られるメリット

第三者組織評価に取り組むメリットその① 組織改善に役立つ

JCNE の第三者評価を受けることで、自己評価をした結果と第三者的に見た評価とのギャップを認識することができます。さらに、JCNEの評価者から、専門家としての改善コメントを提供します

2016-xx NPO法人サンプルサンプル 様 雇用 あり □ なし ☑ 各団体様向けに評価結果と評価 者コメントをご提供します。 自己評価(取り組みの内容) 組織の目的(1) 組織の目的と事業を文書化している。 定款にて明確化しています。目的は第 定款 定款およびホームページで確認しまし 定款にて明確化しています。 第2章 第4条 組織の目的(3) 組織の目的に沿った単年度事業計画を 第定している。 毎年度の事業計画において、事業の活 平成28年度事業計画 事実している。 平成28年度事業計画 平成28年度活動予算書 評価結果シート 各基準項目について、よりよい組織にしていく改善案を専門家が コメントします。 例:問合せフォームを多様な意見をくみ取る仕組みとして、意見 の応募が増えるような工夫をすることをおすすめします。 ガバナンス(2) 定款に基づく役員会(理事会、運営委員 理事会を年に1回、毎年5月に開催して 理事会議事録 予算と決算の審議をするために年度 回の理事会の実開催をおすすめしま 基準を満たしていない

見本

評価を受けた団体からのコメント(抜粋)



- ・組織基盤を強化していくには「チャンス」だ と思い評価を受けました。
- ・NPO は誰かの想いで生まれ、みんなに支えられていると思っています。 だからこそ、評価を受け「信頼」高めることは大切なことだと感じました。
- ・評価に挑戦したことで、一つ一つの日々の業 務の積み重ねが評価の結果へ繋ったと感じ

た。(認定 NPO 法人カタリバ様、

特例認定 NPO 法人アカツキ様他)

第三者組織評価に取り組むメリットその② 信頼性のアピールができる

自らアピールしにくい、団体の組織運営について、積極的に第三者組織評価を受けたということで、対外 的に信頼度をアピールする素材として活用することができます。

非営利組織評価センターの WEB サイトでは、評価結果情報を団体様ごとのページとして公開するので、 その URL を団体 WEB サイトや SNS でご紹介いただくことができます。

サイト公開例1)全ての基準を満たしている場合の評価結果表示イメージ



サイト公開例 2) いくつかの基準について「満たしていない」ものがある場合の評価結果イメージ



運営・取り組みの詳細

基準14

基準4 (運営・取り組みの詳細表示の見本) 2015年度まではイベント実施時に利用者にアンケートを取得していたが現在は行っていない。 2016年度末のホームページ改修によりステークホルダーの各種意見を募るフォームを設置導入する予定。

(運営・取り組みの詳細表示の見本)ホームページより賛助会員の申し込み受付を行っているが、評価時では個人情報保護に関する規定を定めておらず、受付画面で個人情報の取得目的について記載していない。2017年3月の理事会で規定を定める予定。

基準を満たしていない項目は、取り組み状況の詳細をご紹介します。

今後の取組みを示すことで、組織運営の強化に力を入れていることが アピールできます。

-第三者組織評価(ベーシック評価)の 11 ステップー

1	書式をダウンロード https://jcne.or.jp/catalog/	
2	自己評価に取り組み、書類を準備	
3	フォームより申込み https://jcne.or.jp/entry/	
4	【JCNE】受付と評価料の案内	
5	評価料のお振込み	BANK
6	【JCNE】お振込みの確認と書類送付の案内	<u>*</u> =
7	書類送付 メールまたはGoogle共有	
8	【JCNE】JCNEで評価	
9	判定と追加資料確認※	×-
10	【JCNE】団体への結果の郵送通知	
11	【JCNE】評価結果をサイト公開	

※追加資料確認について

ステップ7で評価結果をフィードバックして、書類が不足しているものについてお伝えします。追加のエヴィデンス書類がある場合はご提出ください。再提出の書類内容に基づき最終的な評価を行い、ステップ8で結果を通知します。

―非営利組織の第三者組織評価(ベーシック評価)要項 ―

◆何を評価するのか

対象法人	条件1 下記の法人種別であること
※条件について詳細は、	特定非営利活動法人(認定・特例認定含む)
	一般社団法人(非営利型)
次ページをご覧ください。	一般財団法人(非営利型)
	公益社団法人
	公益財団法人
	社会福祉法人
	条件2機関設置型であること
評価対象領域	団体の組織運営と事業運営の状況を評価するため、5つの評価対象領域(1.
	組織の目的と事業の実施、2. ガバナンス、3. コンプライアンス、4. 情報
	公開、5.事務局運営)について、それぞれ評価項目を設けて評価する。
評価基準	ベーシック評価基準 23 項目 (p.3 参照)
対象期間	評価を申し込む当該年度の事業計画策定プロセスと過去1年度分の運営実績

◆評価方法等

評価者	第三者機関である非営利組織評価センター(JCNE)が評価を行う。
 評価手法	書面を評価する。組織評価はマネジメント運営過程の記録書面の存在を根拠と
HIM JAX	する。
 評価手順	評価を受ける団体が評価基準に基づいて先に自己評価を行い、自己評価結果と
	根拠となる書類データを添えて JCNE に評価を依頼する。JCNE 評価者が評価
	して、団体の自己評価結果と照合する。その後、 評価を受ける団体に対し評
	価結果をフィードバックし、期間を定めて根拠となる書類データの再提出を受
	ける。その後、評価結果を確定する。
評価料	ベーシック評価 初回評価料は、10,000円(別途消費税)がかかります。
	ベーシック評価の有効期間は、3年間です。ベーシック評価の更新時の評価
	料は、8,000円(別途消費税)となっております。更新されるかどうかにつ
	いてご選択いただけます。ベーシック評価の評価料は、団体規模にかかわら
	ず一律料金とさせていただいております。
評価の有効期間	評価確定日から3年で更新の手続き(評価基準により再評価)を行います。更
	新は評価を受けた団体の任意です。

(注) 第三者組織評価に関する業務の一環として、評価結果のデータ分析を実施して傾向の公表、データ分析内容や事例 を冊子等にして配布を行うことがあります。団体事例については、被評価団体の事前の同意なく利用いたしません。機密 保持に関しては、お申込後にお送りする機密保持に関する確認書をご参照ください。

◆対象法人について補足

条件1 法人種別

一般社団法人(一般財団法人)で、非営利型法人であるかは、下記の要件①か②に当てはまることが条件となります。

類型	要件
①非営利 性が	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
徹底された法人	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に
(法人税法2九の	贈与することを定款に定めていること。
二イ、法人税法施	3 上記1及び2の定款の定めに違反する行為(上記1、2及び下記4の要
行令3①)	件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与え
	ることを含みます。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、 理事とその理事の親族等である理事の合計数が、 理
	事の総数の3分の1 以下であること。
②共益的活動を目	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
的とする法人	2 定款等に会費の定めがあること。
(法人税法2九の	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
二口、法人税法施	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていな
行令3②)	いこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させるこ
	とを定款に定めていないこと。
	6 上記1 から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、
	特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたこと
	がないこと。
	7 各理事について、 理事とその理事の親族等である理事の合計数が、
	理事の総数の3分の1以下であること。

(国税庁の資料に基づき JCNE 作成)

条件2 機関設置型であること

- ・定款に基づく役員会(理事会、運営委委員会等)を設置し、理事および監事を選任している。
- ・代表理事(名称は理事長等その団体による)を選任している。
- ・定時社員総会(定時評議員会)は決議の省略を用いず、社員(評議員)が参集して決議を行っている。
- ・役員への利益供与および競業・利益相反の制限について理解し、団体として管理している。
- ・設立後1事業年度以上を経て決算及び事業報告を行っている。
- ・監事による監査を実施している。

第三者評価申込み資料のお取寄せはサイトから

https://jcne.or.jp/catalog/



非営利組織評価センター

http://jcne.or.jp

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目11-2 日本財団第二ビル3階 TEL 03-6457-9721 (平日9:30より17:30) FAX 03-6457-9722 Mail customer@jcne.or.jp

